

## 裾野市建設工事検査技術基準

裾野市建設工事検査規程（昭和 54 年裾野市訓令第 5 号）第 5 条の規定に基づき、裾野市が発注する建設工事の検査に必要な技術基準を次のように定める。

ただし、工事内容等により当該技術基準を適用することが適当でないと判断される場合は、これによらないことができるものとする。

静岡県が定める「静岡県建設工事検査技術基準」を準用する。

### 附 則

この技術基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 2 年 3 月 16 日決裁）

この技術基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。